

学校法人関西看護医療大学評議員の報酬に関する内規

（目的）

第1条 この内規は、学校法人関西看護医療大学寄附行為第6条第2項に規定する評議員（以下「評議員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

（報酬の額）

第2条 評議員の報酬は、日額10,000円とする。ただし、関西看護医療大学の教職員を兼務する評議員には支給しない。

（報酬の支払）

第3条 評議員の報酬は、その全額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づきその役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その評議員に支払うべき報酬のうちから、その金額を控除して支払うものとする。

（諸経費の支払）

第4条 評議員が評議員会に出席するために必要な経費は、学校法人関西看護医療大学がこれを負担する。

（補則）

第5条 この内規の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この内規は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。